

新車購入クーポン券発行依頼書

提出先：徳島県市町村職員共済組合（経由） FAX：088-621-3509

↓
損害保険ジャパン(株) 徳島支店法人支社 行 FAX:088-655-9630

下記のとおり新車を購入する予定ですので、「新車購入クーポン券」の発行を依頼します。

【ご注意】 ご確認いただき必ずチェック☑をお願いします

- 本クーポンは既に新車購入の契約を済まされている場合は使用できないと確認しました。
- 本クーポンは既にディーラーを訪問し見積もり提示を受けている場合は使用できないと確認しました。

- ・本クーポンは組合員及び被扶養者のみ使用できます。
- ・本クーポンは新車購入のみ対象となり、軽自動車以外は1万円、軽自動車は5千円となります。
- ・本クーポンは提携ディーラーのみ使用できます。予め確認の上、お申し込みください。

連絡（依頼）日	年 月 日	
所属所名		
組合員番号	—	
ふりがな		
組合員氏名		
購入予定者氏名	<input type="radio"/> 組合員本人 ・ <input type="radio"/> 被扶養者	
購入予定年月	年 月	
連絡先電話番号	() —	<input type="radio"/> 携帯 ・ <input type="radio"/> 自宅 ・ <input type="radio"/> 職場
購入予定者住所	〒	
1	ディーラー名	
	営業所名	
	購入予定車名	
2	ディーラー名	
	営業所名	
	購入予定車名	
3	ディーラー名	
	営業所名	
	購入予定車名	

※同一メーカーで複数のディーラーのご記入はお控えください。

- 「新車購入クーポン券」は、車両購入代金等販売会社との間で行う代金決済に充当することができます。
新車商談を開始する際に、クーポン券を利用する旨を購入ディーラー担当者に申し出てください。
- 本依頼書に基づき、損害保険ジャパン(株)が車両販売会社(営業所)に内容確認を行いますので、車両販売会社等上記記載内容を変更する場合は、変更後の本依頼書を再提出して下さい。
- この様式で3社までクーポン券の発行が依頼できます。使用しなかったクーポン券は各自で破棄してください。

【個人情報の取り扱いについて】

ご記入いただいた個人情報は、損害保険ジャパン(株)が、新車購入クーポン券の発行業務のためにのみ利用しますので、ご同意いただいた上でご利用くださるようお願い申し上げます。

お問合せ先 … 損害保険ジャパン 徳島支店法人支社 Tel.088-655-9637